

平成29年12月17日

平成29年度第9回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成29年12月17日(日)午後2時00分

場所 美浦村中央公民館 2階学習室

日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 報告事項
報告第1号 美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱の
制定について
報告第2号 小学校教育に関するアンケート調査について
4. その他
5. 閉会

報告第1号

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱の制定について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年12月17日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

○美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱

平成29年12月6日

教委告示第 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所等における保育内容を充実強化するため、美浦村民間保育所等乳児等保育事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、美浦村補助金等交付規則（平成2年美浦村規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間保育所等」とは、次に掲げる施設（公立を除く。）で「茨城県民間保育所等乳児等保育事業実施要項」（平成29年4月1日適用）の補助事業となる事業を行う施設をいう。

- (1) 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する施設をいう。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する施設をいう。）
 - (3) 幼稚園型認定こども園（学校教育法（昭和22年法律第26号。）第1条に規定する幼稚園で、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設をいう。）
 - (4) 保育所型認定こども園（法第39条第1項に規定する保育所で、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設をいう。）
 - (5) 地域型保育事業を行う施設・事業所（法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法第29条第1項の市町村による確認を受けた施設・事業所をいう。）
- 2 この要綱において、「1歳児」とは、法第24条の規定により保育の実施を行った児童のうち、保育の実施がとられた年度の初日の前日における満1歳児をいい、その児童がその年度の途中で2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとする。
- 3 この要綱において、「非常勤保育士」とは、短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満の勤務）の保育士及び保育教諭をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、美浦村に住民登録のある1歳児の受入れを行う民間保育所等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準額と同表に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美浦村

民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 村長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請及び決定）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請内容を変更しようとするときは、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に關係書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による変更の申請を受けた場合は、その内容を審査し、申請内容の変更を決定したときは、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は、第6条及び前条第2項の規定による決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、村長に対し、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げるものとする。

（概算払）

第9条 村長は、補助事業の円滑な遂行のため、必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部について概算払をすることができる。

2 前項の規定による概算払を受けようとする交付決定者は、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金概算払請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した後、30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金実績報告書（様式第6号）に關係書類を添えて村長に提出しなければならない。この場合において、前条の規定により概算払を受けた交付決定者は、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金概算払精算書（様式第7号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 村長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付請求書(様式第9号)を村長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 村長は、交付決定者が規則第12条に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 交付決定者は、当該事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該事業の完了する日(事業の変更等の承認を受けたときは、その承認の属する年度の翌年度)から5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

1 基準額	2 対象経費
各月初日における1歳児の人員に基づき次により算出した額の年間合計額	非常勤保育士等の雇用に要する経費
月額3,900円×1歳児数	

年 月 日

美浦村長 様

申請者 住所 (所在地)
団体等名称
代表者職氏名 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付申請書

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金所要額調書 (別紙1)
 - (2) 美浦村民間保育所等乳児等保育事業実施計画書 (別紙2)
 - (3) 当該事業に係る収支予算書 (抄本)

第 号
年 月 日

美浦村長 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金については、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、下記のとおり決定したので、通知する。

記

補助金交付決定額 円

年 月 日

美浦村長 様

申請者 住所 (所在地)
団体等名称
代表者職氏名 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた 年度美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金に係る補助事業の内容を変更したいので、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 補助金申請額 | 円 |
| 既交付決定額 | 円 |
| 差引変更増減額 | 円 |
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
- (1) 美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金所要額調書 (別紙1)
 - (2) 美浦村民間保育所等乳児等保育事業実施計画書 (別紙2)
 - (3) 当該事業に係る収支予算書 (抄本)

第 年 月 日
号

様

美浦村長 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金に係る補助事業の内容変更について、下記のとおり決定したので通知する。

記

補助金変更交付決定額	今回通知額	円①
	既通知済額	円②
	変更増減額	円①-②

年 月 日

美浦村長 様

申請者 住所 (所在地)
 団体等名称
 代表者職氏名 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金概算払請求書

標記補助金について、下記のとおり補助金の概算払を受けたいので、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、請求します。

記

補助金の額	交付決定額	円
	概算払請求額	円
概算払を必要とする理由		
備 考		

振 込 先	金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 ()	本 支 () 店 店
	口座種別	普 通 ・ 当 座 ・ その他 ()	
	口座番号		
	口座名義	フリガナ	
氏 名			

年 月 日

美浦村長 様

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった標記事業が完了したので、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額

円

2 添付書類

- (1) 美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金精算額調書(別紙3)
- (2) 美浦村民間保育所等乳児等保育事業実績報告書(別紙4)
- (3) 当該事業に係る収支決算書(抄本)

年 月 日

美浦村長 様

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金概算払精算書

年 月 日に概算払を受けた標記補助金について、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり精算します。

記

補助金の額	交付決定額	円①
	概算払決定額	円②
	精算額	円①-②
備考		

様式第8号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

美浦村長

印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金について、美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

補助金交付確定額

円

年 月 日

美浦村長 様

申請者 住所 (所在地)
 団体等名称
 代表者職氏名 印

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付請求書

美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の額	確定通知額	円①
	既交付額	円②
	今回請求額	円③ (①-②)
備考		

振 込 先	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 ()	本店 支店 ()
	口座種別	普通・当座・その他 ()	
	口座番号		
	口座名義	フリガナ	
氏名			

(別紙1)

年度美浦村民間保育所等乳児等保育事業費補助金所要額調書

施設名

事業名	対象経費の支出 予定額 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差引額 C = (A - B) 円	補助基準額 D 円	補助申請額 E 円
美浦村民間保育所等 乳児等保育事業					
合計					

(注) 本表の各欄の額は、別紙2と一致させること。

年度美浦村民間保育所等乳児等保育事業実施計画書

施設名

補助金所要内訳

対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	各月初日対象1歳児数(見込み) ④												補助基準額 3,900円×④ ⑤ 円	(非常勤)保育士 等の雇用にあつる 経費支出予定額 ⑥ 円	遡定額 ⑦ 円	補助申請額 ⑧ 円
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				

- (注) 1 ①欄は、本事業に係る支出予算額を記入すること。
 2 ④欄は、美浦村から受託している人数を記入すること。
 3 ⑦欄は、⑤欄と⑥欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 ⑧欄は、③欄と⑦欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

(別紙3)

年度美浦村民間保育所等乳児等保育事業補助金精算額調書

施設名

事業名	対象経費の 実支出額 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C = (A-B) 円	補助基準額 D 円	補助精算額 E 円
美浦村民間保育所等 乳児等保育事業					
合計					

(注) 本表の各欄の額は、別紙4と一致させること。

(別紙4)

年度美浦村民間保育所等乳児等保育事業実績報告書

施設名

補助金精算額内訳

対象経費の 実支出額 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	各月初日対象1歳児数 ④												補助基準額 3,900円×④ ⑤ 円	(非常勤)保育士 等の雇用に要する 経費支出額 ⑥ 円	遡定額 ⑦ 円	補助精算額 ⑧ 円	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					計
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月					計

- (注) 1 ①欄は、本事業に係る実支出額を記入すること。
 2 ④欄は、美浦村から受託している人数を記入すること。
 3 ⑦欄は、⑤欄と⑥欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 ⑧欄は、③欄と⑦欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

報告第2号

小学校教育に関するアンケート調査について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年12月17日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

未就学児の保護者の皆さまへ

アンケート調査にご協力ください

日頃は、美浦村の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、わが国では経験したことのない高齢社会を迎え、あわせて少子化が進んでおり、本村においても、同じように児童生徒数の減少が進んでいます。

本村は、昭和53年の日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの開場による人口の増加に対応するため、学校施設を始め多くの公共施設を整備するなど「村づくり」を進めてまいりました。その時代に建設した公共施設は、40年を経過したものも多くあります。これは、本村だけではなく、全国的な状況であります。

本村では、本年2月に「美浦村公共施設等総合管理計画」を策定し、教育施設を始め、村の公共施設の管理を今後10年間どのように進めていくか決めました。維持していくためのコストを計算し、人口の推移を考慮して削減できるものは削減するなど、効率的に質の高い公共サービスを提供する計画となっています。

美浦村教育委員会といたしましては、学校施設の整備・維持を鋭意進めてまいりましたが、一方で児童数の減少により、このまま人口が推移すると、小学校学級編制において、複式学級となる可能性が生じています。

つきましては、これから本村の小学校に入学されるお子さまをお持ちの皆さまに、小学校教育に対する考え方をお聞きし、今後の方針を検討していくうえで参考とさせていただきたいと考え、「小学校教育に関するアンケート調査」を実施することとしました。

お忙しい中誠にお手数ですが、ぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成29年12月

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

〔アンケートの記入にあたって〕

○このアンケートは、平成29年12月1日現在、本村に住民登録のある就学前のお子さまがいらっしゃる世帯全てにお願いするものです。

○本アンケートで回答していただいた内容は、上記の目的以外には使用いたしません。また、アンケートの回答は、全て統計的に処理し、皆さまにご迷惑をおかけすることはありませんので、率直なご意見をお書きください。

○アンケートの回答は、全て「アンケート回答票」に記入してください。

○記入していただいた「アンケート回答票」は、平成30年1月19日(金)までに、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

○このアンケートに関するお問合せは、下記へお願いします。

美浦村教育委員会 学校教育課 電話：029-885-0340

〔小学校教育に関するアンケート調査〕

◆回答は、全て別紙「アンケート回答票」に記入して、「アンケート回答票」のみを返信してください。

●このアンケートにお答えいただいている「ご本人」についてお答えください。

〔問A〕

あなたの現在の年齢はおいくつですか。(1つ選択)

- ① 29歳以下
- ② 30歳～39歳
- ③ 40歳～49歳
- ④ 50歳～59歳
- ⑤ 60歳以上

〔問B〕

あなたのお住まいの小学校区(小学校区単位の行政区等)はどちらですか。(選択肢に属する行政区を列举してあります。)(1つ選択)

① 木原小学校区

ア 舟子	イ 木原	ウ 布佐	エ 受領	オ 郷中	カ 大須賀津
キ みどり台					

② 安中小学校区

ア 牛込	イ 太田	ウ 大塚	エ 大山	オ 木	カ 山王	キ 定光
ク 土浦	ケ 中野内	コ 根火	サ 根本	シ 花見塚	ス 見晴	
セ 堀田	ソ 馬掛	タ 間野	チ 馬見山	ツ 本橋	テ 八井田	
ト 谷中	ナ 山内					

③ 大谷小学校区

ア 大谷	イ 興津	ウ 信太	エ 土屋	オ 美駒	カ 宮地
キ 茂呂	ク 受領の一部(受領 1532 番地 1, 1531 番地 2, 1535 番地 1, 1547 番地 5, 1547 番地 4, 1547 番地 7, 1542 番地 2, 1543 番地 15, 1543 番地 3, 1543 番地 5, 1543 番地 7, 1543 番地 16, 1543 番地 9, 1543 番地 18, 1543 番地 8, 1543 番地 11, 1543 番地 13, 1496 番地 8, 1496 番地 7, 1496 番地 6, 1496 番地 5)				

〔問C〕

あなたとお子さまの関係はどの選択肢にあたりますか。(1つ選択)

- ① 父親
- ② 母親
- ③ 父母以外の親権者で祖父
- ④ 父母以外の親権者で祖母
- ⑤ 父母以外の親権者で祖父母以外の男性
- ⑥ 父母以外の親権者で祖父母以外の女性

●ここからは、あなたのお子さまについてお聞きします。

〔問ア〕

あなたのお子さまの生年月日はどの選択肢にあたりますか。(該当するものを選択)

- ① 平成 29 年 (2017 年) 4 月 2 日以降
- ② 平成 28 年 (2016 年) 4 月 2 日から平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日
- ③ 平成 27 年 (2015 年) 4 月 2 日から平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日
- ④ 平成 26 年 (2014 年) 4 月 2 日から平成 27 年 (2015 年) 4 月 1 日
- ⑤ 平成 25 年 (2013 年) 4 月 2 日から平成 26 年 (2014 年) 4 月 1 日 (3 歳児)
- ⑥ 平成 24 年 (2012 年) 4 月 2 日から平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日 (4 歳児)
- ⑦ 平成 23 年 (2011 年) 4 月 2 日から平成 24 年 (2012 年) 4 月 1 日 (5 歳児)

〔問イ〕

あなたのお子さまが通われている子ども子育て施設はどちらですか。(該当するものを選択)

- ① どこにも通っていない
- ② 保育所 (無認可保育所含む)
- ③ 幼稚園
- ④ 認定子ども園

●ここからは、これからお子さまが入学する「小学校」についてお聞きします。

〔問1〕

あなたは小学校にどのような教育をのぞみますか。特に期待する項目を3つまで、重視する順番に選んでください。(複数回答)

- ① 「社会力」を育てる教育
- ② 基礎的・基本的な学力を伸ばす教育
- ③ 学ぶ意欲が高まる教育
- ④ マナーや社会のルールを身につけさせる教育
- ⑤ 健康や体力を向上させる教育
- ⑥ 国際理解(外国語教育など)の教育
- ⑦ 表現力やコミュニケーション能力を伸ばす教育
- ⑧ 課題をもって主体的に解決する力を伸ばす教育
- ⑨ 地域の自然や伝統文化を大事にした教育
- ⑩ インターネットや情報を活用する教育
- ⑪ その他

※「社会力」とは。

「人が人につながり社会をつくる力」誰もが他の人といい関係をつくり(つながって)、自分ができることを他の人のためにやってあげたり、社会のために役立てたりする意識や意欲や能力で、「美浦村教育振興基本計画」において根幹とする考え方です。

〔問2〕

小学生にとって、大事な教育環境はどのようなものとお考えですか。当てはまる項目を3つまで、重視する順番に選んでください。(複数回答)

- ① 校舎などの安全環境
- ② 施設・設備・教材など充実した環境
- ③ 熱意、指導力など人的な環境
- ④ 学校・学年・学級の児童数などの規模的環境
- ⑤ 自然とふれあえる環境
- ⑥ 地域社会と密着できる地域の環境
- ⑦ 図書館やパソコンなど情報の環境
- ⑧ 安心して生活できる学級の環境
- ⑨ 一人ひとりの能力に応じた教育ができる環境
- ⑩ その他

〔問3〕

これから入学する小学校について、あなたが感じている満足している点は何ですか。当てはまる項目を3つまで選んでください。(複数回答)

- ① 校舎全体が安全に学習できるように整えられている。
- ② 施設・設備が充実し学習環境が整えられている。
- ③ 体育館・グラウンドが子どもたちにとって十分な広さ・機能を持っている。
- ④ 教育方針が明確で、子どもたちが楽しく通っている。
- ⑤ 学級の人数が適切で、1人ひとりに目が行き届くように配慮されている。
- ⑥ その他
- ⑦ 特にない。

〔問4〕

これから入学する学校について、あなたが不安に感じている点は何ですか。当てはまる項目を3つまで選んでください。(複数回答)

- ① 校舎が老朽化してきていて、学習環境としてやや問題がある。
- ② 施設・設備が老朽化してきていることや不十分なところがある。
- ③ 体育館・グラウンドに不十分なところがある。
- ④ 教育方針が不明確で、子どもたちの育ちが見えないところがある。
- ⑤ 学級の人数が少なくなり、教育効果が上がらないような気がする。
- ⑥ その他
- ⑦ 特にない。

〔問5〕

既に、少子化等による人口の減少により、1学級の人数が10人以下の学年が出ています。さらに児童数の減少が進んで、2年生・3年生など連学年の合計が16人以下(1年生は特例があり2学年で8人以下です。)になりますと、国の基準で2・3年生合同で授業をする複式学級になります。具体的には、今のまま人口が推移すると、約4年半後の平成34年(2022年)度には、安中小学校の2年生・3年生で複式学級となる可能性があります。このことについて、どう思われますか。(1つだけ選択)

- ① 特に問題を感じず「複式学級」でもよい。
- ② 複式でなければ、少人数になっても、現在の学校規模で教育を行ってほしい。
- ③ 少人数でなく適正規模(6学年12学級程度)で教育を行うほうが、子どもにとって良い。
- ④ 複式になるのであれば、学校統廃合もやむを得ない。
- ⑤ その他

〔問6〕

教育委員会では、小学校の規模について、クラス替えが行われ、さまざまな団体活動も円滑に行うことができる1学年2学級以上の規模が望ましい姿と考えていますが、あなたはどうか。お考えですか。(1つだけ選択)

- ① 1学年で2学級以上が望ましい。
- ② 1学年1学級でも良い。
- ③ 2学年が合同で授業を行う複式学級があってもよい。

〔問7〕

小学校の教育全般についてのご意見があれば、アンケート回答票の「問7回答欄」に自由に記載してください。

※ 参考資料として、文部科学省の考え方がわかる「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の一部抜粋を印刷して同封しました。ご覧ください。
(資料本体は、文部科学省ホームページ等でご覧になれます。)

未就学児の保護者対象 アンケート回答票

●このアンケートにお答えいただいている「ご本人」についてお答えください。

	回答欄
〔問A〕 あなたの現在の年齢はおいくつですか。(1つ選択)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問B〕 あなたのお住まいの地区(小学校区単位の行政区等)はどちらですか。(選択肢に属する行政区を列挙してあります。)(1つ選択)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問C〕 あなたとお子さまの関係はどの選択肢にあたりますか。(1つ選択)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>

●ここからは、あなたのお子さまについてお聞きします。

	回答欄				
〔問ア〕 あなたのお子さまの生年月日はどの選択肢にあたりますか。(該当するものを選択)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
〔問イ〕 あなたのお子さまが通われている子ども子育て施設はどちらですか。(該当するものを選択)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				

●ここからは、これからお子さまが入学する「小学校」についてお聞きします。

	1番目	2番目	3番目
〔問1〕 あなたは小学校にどのような教育をのぞみますか。特に期待する項目を3つまで、重視する順番に選んでください。(複数回答)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問2〕 小学生にとって、大事な教育環境はどのようなものとお考えですか。当てはまる項目を3つまで、重視する順番に選んでください。(複数回答)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問3〕 これから入学する小学校について、あなたが感じている満足している点は何ですか。当てはまる項目を3つまで選んでください。(複数回答)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問4〕 これから入学する学校について、あなたが不安に感じている点は何ですか。当てはまる項目を3つまで選んでください。(複数回答)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問5〕 既に、少子化等による人口の減少により、1学級の人数が10人以下の学年が出ています。さらに児童数の減少が進んで、2年生・3年生など連学年の合計が16人以下(1年生は特例があり2学年で8人以下です。)になりますと、国の基準で2・3年生合同で授業をする複式学級になります。具体的には、今のまま人口が推移すると、約4年半後の平成34年(2022年)度には、安中小学校の2年生・3年生で複式学級となる可能性があります。このことについて、どう思われますか。(1つだけ選択)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問6〕 教育委員会では、小学校の規模について、クラス替えが行われ、さまざまな団体活動も円滑に行うことができる1学年2学級以上の規模が望ましい姿と考えていますが、あなたはどうかお考えですか。(1つだけ選択)	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
〔問7〕 小学校の教育全般についてのご意見があれば、アンケート回答票の「問7回答欄」に自由に記載してください。	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		

・問7回答欄

ご回答、ありがとうございました。この「アンケート回答票」のみを返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

アンケート調査参考資料

平成27年1月に文部科学省から発行された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の2章 適正規模・適正配置について から一部を抜粋しております。

全体は、文部科学省ホームページ等に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です⁶。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化⁷の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。

【基本的視点一（1）学級数に関する視点】

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の（2）で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
 - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する教育活動ができない
 - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい

6 学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

7 学校規模の適正化を図るための手段としては、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区域の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし、小規模校の児童生徒数を増やすこと、過大規模校を複数の学校に分離すること、学校選択制を部分的に導入すること（いわゆる小規模特認校制度）により域内のどこからでもあらかじめ指定する小規模校への通学を可能とすることなども考えられます。

- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導⁸を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
 - ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
 - ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
 - ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
 - ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある
- 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、
- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
 - ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
 - ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
 - ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
 - ⑤ 学級同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境を作ることができる

8 複式学級における「直接指導」とは教師が子供たちと直接関わりながら進める指導のことを言います。また、「間接指導」とは一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子供たちだけで学習を進めさせることを言います。

- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
 - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコ

コミュニケーション能力が身につけにくい

- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点一(2)学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】

- 以上で学級数が少ないことの課題について述べてきましたが、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合があります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

(学級における児童生徒数(学年単学級の場合))

- 学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模(1学級の児童生徒数)を考慮することが極めて重要になってきます。一口に単学級といっても、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々です。一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが(4章(2)参照)、

その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

このため、市町村によっては、学年が単学級となった場合を想定し、1学級当たりの最低限の児童生徒数を基準として定め、学校規模適正化の判断材料としているところも見られます。

- 今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけではなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。第二期の教育振興基本計画においても、「言語活動の充実や、グループ学習、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新」の必要性が盛り込まれています。しかしながら、学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることから、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になるといった課題もあります。
- 地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自の加配措置を行うなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例も見られます。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題ですが、一方で、上述した学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行うことが必要です。

(学校全体の児童生徒数)

- 次に、学校全体の児童生徒数の観点で見ると、各学年単学級の小学校の場合、児童数は40人程度から235人程度まで、各学年単学級の中学校の場合、生徒数は、15人程度から120人程度まで幅広いケースがありうるようです。
- 教職員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないことにより生

じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。

- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

- このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

- 以上の考え方にに基づき、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として下記のように整理しました。
- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれます。

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模⁹。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題¹⁰が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児

9 学年が欠けている場合等もあり、1～5学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

10 この「対応の目安」における「教育上の課題」とは、P6～11で挙げている学校の小規模化に伴う学校運営上の課題を指します。

児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模¹¹。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、

11 学年が欠けている場合などもあるため、1～2学級であれば必ず複式が存在するわけではありません。

れば、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模¹²。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

- なお、現時点で12学級～18学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用であると考えられます。
- 上記の目安は、各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものです。もとより学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。
- 実際に市町村においては、国の標準とは異なる独自の基準を定める事例や、学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数を基準として定める例、小・中学校で異なる基準を定める例、学校統合の適否の検討を開始するための基準（要検討基準）を定めている事例も相当数見られます（例：小学校で全児童数が200人を下回る場合、100人を下回る場合、各学年が単学級になった場合等）。各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが期待されます。

12 免許外指導の解消には人事配置の工夫も必要であるため、学級の規模が確保されれば必ず解消されるものではありません。